

必要な医療が受けられる社会へ



施策の方向

1 医療従事者の確保

医師を始めとした医療従事者の確保を進めるとともに、限られた医療資源の有効活用を図ります。

2 救急医療・災害医療対策の整備

365日24時間、緊急性の高い疾患に常に対応可能な救急医療体制を確保し、県民の命を守ります。また、東海・東南海地震等の災害時等に必要な医療の確保を図ります。

3 安心して出産・子育てができる医療体制の確保・充実

安心して子どもを生み育てられる医療体制を整備するとともに、子どもを対象とした医療の充実を図ります。

4 がん医療体制の充実を図るほか、在宅医療などの今後求められる医療を推進します

取組例

愛知方式の医師育成・派遣システムの構築

医療圏ごとの「ワーキンググループ」、
全県を対象とする「有識者会議」、
医学部を有する4大学を構成員とする
「大学間協議会」により、医師派遣等を調整する
独自のシステムを構築します。



周産期医療体制の整備

通常分娩に対応するバースセンター
(病院内助産施設)の整備を促進します。
MFICU(母体・胎児集中治療管理室)を
備えた総合周産期母子医療センターや、
NICU(新生児集中治療管理室)、
GCU(回復治療室)などの整備を促進します。

